二　食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること（感染症対策部の所掌に属するものを除く。）。

三　農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。

四　食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六条第二項又は第三項の検査に関すること。

3　輸入食品安全対策室に、室長を置く。

（検疫所業務企画調整官）

第二十三条の四　企画・検疫課に、検疫所業務企画調整官一人を置く。

2　検疫所業務企画調整官は、命を受けて、企画・検疫課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（感染症情報管理室）

第二十三条の五　感染症対策課に、感染症情報管理室を置く。

2　感染症情報管理室は、感染症対策課の所掌事務に関する情報の管理に関する事務をつかさどる。

3　感染症情報管理室に、室長を置く。

第四款　医薬局

第二十七条から第二十九条の二まで　削除

（新設）

第四款　医薬・生活衛生局

（輸入食品安全対策室）

第二十七条　食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。

2　輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。

一　飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関すること。

二　食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること（生活衛生・食品安全企画課の所掌に属するものを除く。）。

三　農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。

四　食品衛生法第二十六条第二項又は第三項の検査に関すること。

3　輸入食品安全対策室に、室長を置く。

（検疫所業務企画調整官）

第二十八条　検疫所業務課に、検疫所業務企画調整官一人を置く。

2　検疫所業務企画調整官は、命を受けて、検疫所業務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（生活衛生対策企画官）

第二十九条　生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。

一　建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局並びに食品監視安全課及び水道課の所掌に属するものを除く。）。

（水道計画指導室及び水道水質管理官）

第二十九条の二　水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。

2　水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。

二　水道の広域的な整備に関すること。

三　水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。

四　独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。

3　水道計画指導室に、室長を置く。

4　水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関することを行う。